

◇高額区分照会を行う為の必要書類一覧(新規・更新・変更・変更共通)

◆同意書については新規申請時・保険変更届出時のみで、更新申請時は必要ありません。

※同意書に記載の「住所・氏名」が、受給者名であるかの確認を必ずしてください。
なお、公立学校共済山梨支部あての同意書については加入者名となります。

	加入している保険	住民税	特定疾患 受給者の年齢	必要となる書類
1	<ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 	課税	全員	追加書類はありません
		非課税	70歳未満	被保険者の住民税非課税証明書
			70歳以上	被保険者本人及び被扶養者の住民税非課税証明及び公的年金等源泉徴収票
2	・国民健康保険組合		全員	組合員及び世帯でその扶養になっている人全員の住民税課税(非課税)証明書 ※1
3	・国民健康保険(市町村)		全員	追加書類はありません
	・後期高齢者医療制度			

※1 原則は全員分の住民税所得課税証明書もしくは住民税非課税証明書となっておりますが、加入されている保険組合によっては一部省略が可能な場合があります。
裏面(国民健康保険組合確認一覧)参照

◇国民健康保険組合確認一覧

	名 称	確 認 日	確 認 場 所	確 認 内 容
1	中央建設国民健康保険組合	H21.5.28	本部	(非)課税証明は原則全員だが、15歳以下(中学生まで)は省略可能
2	建設連合国民健康保険組合	H21.6.4	東京本部	(非)課税証明書は原則全員。子ども・被扶養者についても全員分提出。出せないケースが出た場合はその都度、東京本部に連絡し対応。また、所得区分照会先は、名古屋本部ではなく、事務総括をしている東京本部に送付してほしいとのこと。(住所東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル5階 TEL:03-3504-1241 FAX:03-3504-
3	全国土木建築国民健康保険組合	H21.6.11 (H21.7.13 一部追加)	本部	課税証明は原則全員だが、被保険者の課税証明書の控除欄で扶養関係がわかれば、控除の対象となつている家族分は省略可能。義務教育就学年齢以下も省略可能。ただし、課税証明年度に同一世帯でないと義務教育就学前の者も必要となります。
4	全国建設工事業国民健康保険組合	H21.6.11	本部	総所得と課税の証明は原則全員だが、控除欄で扶養関係がわかれば、控除の対象となつている家族分は省略可能。非課税証明書は全員分。各支部に連絡票を送付。
5	長野県建設国民健康保険組合	H21.6.15	本部	(非)課税証明は原則全員だが、20歳以下(基準日1.1)は省略可能
6	山梨県医師国民健康保険組合	H21.6.30	本部	(非)課税証明書は全員分必要。
7	全国歯科医師国民健康保険組合	H22.6.4	山梨県支部	(非)課税証明書は全員分必要。